

日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック機関誌編集委員会規程

(2011年7月10日 中国・四国地域ブロック機関紙編集委員会)

(設置)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会中国・四国地域ブロックの機関誌編集委員会(以下「委員会」)をおく。

(任務)

第2条 委員会は、日本社会福祉学会中国・四国地域ブロックの機関誌『中国・四国社会福祉研究』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿論文の審査・刊行などの任務を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成される。

2 中国・四国担当理事は編集委員を指名し、委員長は委員の互選により選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(査読委員の委嘱)

第5条 投稿論文の審査のため、査読委員をおく。

2 査読委員は委員会の推薦に基づき、中国・四国担当理事が委嘱する。

3 査読委員は、委員会の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。

4 委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。

(疑義・不服への対応)

第6条 委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義、不服が申立てられた場合には、速やかに対応し、申立て者に回答する。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更する場合は、中国・四国地域部会委員会の議決を経なければならない。

附則 1.この規程は、2011年7月10日より施行する。